

【14 釈文】 信州旅人病死埋葬方依頼 (天保10年)

(包紙ウハ書)

「天保十亥年二月

信州水内郡普光寺村

倒死人久兵衛一件書物」

一札之事

一当村百姓久兵衛亥六十歳并悴寅吉亥十歳、

右之者女房死去之後、田地・家財等売却、国々

神社仏閣参詣之心願ニ而、去々年中家出仕候、

然ル処、此節其御国ニ而病死致し候所、以ニ御深切一遠路

之処以ニ飛脚一為ニ御知一被レ下、何共忝仕合ニ奉レ存候、何

卒其地之御作法ニ而御葬被レ下度奉レ願候、尤親

類等も無レ之候間、悴事ハ其御方ニ而何方へ成とも

御仕付成被レ下度、是又奉ニ願入一候、万事御厄介

之段、以レ参御礼可ニ申上一之所、打続凶作之砌、殊遠

路之儀故、以ニ書面一御報申上候、何分右之段御聞

濟被レ下様一同奉ニ願上一候、以上

天保十年亥二月廿日

本多豊後守領分

信州水内郡普光寺村

久兵衛

組合 藤右衛門 印

百姓代 佐五兵衛 印

組頭 六右衛門 印

庄屋 官 蔵 印

上州群馬郡元惣社村

御役人中

【14 読み下し文】

(包紙ウハ書)

「天保十亥年二月

信州水内郡普光寺村

倒れ死人久兵衛一件書物」

一札(いっさつ)の事

一当村百姓久兵衛亥六十歳並び悴(せがれ)寅吉亥十歳、

右の者女房死去の後、田地(でんち)・家財等売り払い、国々

神社仏閣参詣の心願(しんがん)にて、去々年中家出仕(つかまつ)り候、

(親)

然(しか)る処、此(こ)の節其(そ)の御国にて病死致し候所、御深切

を以(もつ)て遠路(えんろ)の処飛脚(ひきやく)を以て御知らせ下され、何共(なんとも)忝(かた

じけな)く仕合わせに存じ奉(たてまつ)り候、何(なんとも)忝(かた)卒(なにとぞ)其の地の御作法にて御葬(ほうむ)り下され度願ひ奉り候、

尤(もつと)も親(なにとぞ)類等もこれ無く候間、悴事は其の御方にて何方(いずかた)へ成るとも

御仕付け成し下され度、是又(これまた)願ひ入り奉り候、万事(ばんじ)御厄介(やつかい)」

の段、参るを以て御礼申し上ぐべきの所、打ち続く凶作の砌(みぎり)、殊(こと)に遠(とほ)く

路の儀故(ゆえ)、書面を以て御報(ごほう)申し上げ候、何分(なにぶん)右の段御聞き」

済み下さる様一同願ひ上げ奉り候、以上

(一八三九)

天保十年亥二月二十日

本多豊後守領分

信州水内郡普光寺村

久兵衛

組合 藤右衛門 印

百姓代 佐五兵衛 印

組頭 六右衛門 印

庄屋 官 蔵 印

上州群馬郡元惣社村

御役人中